

Q.

当社は和牛（地元ブランド牛）の加工・卸を行っています。シンガポール向けに日本から BtoC で販売することは可能でしょうか。また、現地事情についても教えてください。（食料品製造業）

A

シンガポールへの牛肉輸出にあたっては、シンガポール食品庁（以下、「SFA」とする。）が認定した日本の食品事業所（と畜場、食肉処理場、食品加工工場など）から、認定された製品のみしか輸出できません。したがって、初めに SFA から上述の認定を受けることが前提となります。よって現状では BtoC でシンガポール個人向けに牛肉を輸出することはできません。

解説

1. シンガポールへの牛肉輸出

シンガポールへの牛肉輸出にあたっては、SFA が認定した食品事業所（と畜場、食肉処理場、食品加工工場など）から、認定された製品のみしか輸出できません。

こちらは信用金庫とのお取引先向けとさせて頂いております。

ご覧になりたい場合は、お近くの信用金庫（検索は[こちら](#)）までご相談ください。

[続きを読む](#)